

【第2回会議 追加のご意見】

参考資料1

No.	項目	質問・ご意見	回答
1	議論の 進め方	<p>最初から100%を求めずに議論を進めることが必要。</p> <p>また、身体、知的、精神の3障害分野において共通認識として、5項目の機能のうち、どれを優先して、どのように進めるのかを話し合うことで議論は進むと思われる。事務局が作成した資料は、あくまでも資料として受け止め、資料の内容についての指摘により議論が止まるのはもったいない。</p>	<p>提示させて頂いた資料をたたき台として、優先すべき項目とどの様に整備するか、議論を進めたい。</p>
2	相談支援	<p>相談体制もワンストップが肝。ワンストップは必ず実施されたい。生活福祉の生活困窮自立支援も、高齢の地域包括システムもワンストップを整備している。</p> <p>体制では夜間が課題。夜間帯は、入所施設の夜勤者しかおらず、学生アルバイト、夜勤専従パート、正職、嘱託職員、臨時職員と、必ずしも相談スキルのある者がいるわけではない。夜勤者の有無にかかわらず、市内事業所の3障害の事業所が、分担して夜間体制を担い、あくまでも夜間は意見を聞いたうえで、翌日に各分野のスキルある相談員につなげて、折り返しの対応をする。ワンストップの意味は、その場で100%の対応をすることではない。</p> <p>命に係わる緊急相談であれば、迷わず救急対応。大半の利用者と家族は、長年の主治医、通院病院があるため、夜間の相談で緊急の対応は稀と思われる。</p> <p>登録制にするなど、最初は限定的な活動でもよいと考える。</p>	<p>基幹相談支援センターにワンストップの体制を整備する。その際には各委託相談支援事業所等と連携しながら、障害種別に応じた対応を取っていくことも必要と考える。</p> <p>夜間は話を聞くことに留め、翌日の対応につなげられるよう、体制を整えていくことや、どこにも相談できないことの不安から電話をしてくるケースなどは、日中の事業所が開設時間に不安を取り除くよう対応するなどの工夫をしていく。</p> <p>「常時の相談体制」は必ずしも24時間体制を採る必要はないとの厚労省の指針がある（地域生活支援拠点等について～地域生活支援体制の推進～【第2版】平成31年3月）。登録制も検討の他、各事業所や様々な機関が連携することで早急な対応に結び付くため、平時からの連携や顔の見える関係作りを積極的に行っていきたい。</p>
3	緊急時の 受け入れ	<p>短期入所の整備は、レスパイト、家族の緊急入院対応もある。経験から、日中事業所の通所利用者家族であれば、その事業所は家族の病気や家族構成も含めある程度把握している。</p> <p>事前に情報共有と計画相談がつながり、緊急度の高い利用者と家族を事前登録して、登録者のみでの短期入所受け入れでもよいと考える。</p>	<p>緊急事態に陥ることは可能な限り、未然に防ぐことが肝要。それでも高齢化などにより介護者がいなくなるなどの事態は起こり得ることであるため、既存の資源を活用し、受け入れ体制を事前に整えておく必要がある。</p> <p>まずは把握している方を対象に今後起こり得る事態に備え、緊急時の計画を作成し、短期入所などのサービス利用を勧めていく。</p>

No.	項目	質問・ご意見	回答																								
4	体験機会 専門的人材 確保	既存の団体に協力を求めてはどうか。西東京市社会福祉士会、社会福祉法人会などと共に何ができるかを検討していければ、個々で動くより実用的ではないか。西東京市社協や市地域コミュニティ課の地域ネットワークに入っていくのも一つの手段。	フレンドリー内の生活訓練室の活用の他、サロンなどの地域コミュニティの活動に体験の機会を見出し協力を依頼していくことも考えられる。専門的人材確保において、研修内容に応じて専門とする団体に講師の依頼を行うなどを検討する。また、喀痰吸引等医療的ケアの研修派遣における各事業所の課題などを明らかにし、研修の積極的な参加を進めるための方策を検討する。																								
5	体制づくり	中心になるのは基幹相談支援センターだと思う。長い目で見て、いきなり100%の結果を求めず、西東京市にあった活動方法を模索しながら進んでいければよいのではないかと。それを周りの法人や事業所がどのように支えていくのか、これから議論を進めていければと思う。	基幹相談支援センターが中心となって、市内の事業所と意見交換する場を設け、議論を重ねていきたい。また、障害福祉サービスのみならず市民ボランティアやコミュニティ活動など本市にある資源を活用し、本市に合った地域の体制づくりを進めていきたい。																								
6	ピアカウンセリング・ ペアレント メンター	精神の分野は、各市区の精神の地域活動センターで、ピアカウンセリングをしており、3障害の中でも、抜き進んで進んでいる。 知的はピアよりも家族のつながりが必要。一律ではなく障害分野ごとに、今ある既存資源をサポートしていく方法でよいのではないかと。	精神分野におけるピアサポーターの育成については地域生活支援事業の機能に位置付けられており、地域移行の促進のためにも積極的に進めていく必要がある。 親の会の力を活用し、障害のある子を育てる親が孤立しないよう、ピアカウンセリング、ペアレントメンターの普及啓発を進めるとともに、各障害分野ごとに適した進め方を調査研究していく。																								
7	ピアカウンセリング	ピアカウンセリングの実態を簡単にご説明いただきたい。どのような人が何人いるのか、実績はどれくらいかなど。（第2回会議におけるご意見）	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="6">相談延べ人数</th> </tr> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害児</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>7</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>聴覚障害</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>ピアカウンセリングに携わっている方 相談実績がある方：11名(親の会10名、障害者団体1名)</p> <p>障害児の相談における障害種別は、H30.R1については知的障害・発達障害。</p>	相談延べ人数							H27	H28	H29	H30	R1	障害児	2	1	2	7	1	聴覚障害	1	0	1	1	-
相談延べ人数																											
	H27	H28	H29	H30	R1																						
障害児	2	1	2	7	1																						
聴覚障害	1	0	1	1	-																						

No.	項目	質問・ご意見	回答
8	基幹相談支援センター	基幹相談支援センターに求める地域生活支援拠点の拠点の5つの機能に即した役割は何か。	<p>相談：障害種別に関わらない相談、困りごとの内容の調査や分析、（必要時）駆け付け確認、相談内容ごとの進捗管理</p> <p>緊急時の受け入れ：緊急事態を当面の間（3～7日）解消できる方針の検討、受け入れ先のコーディネート、同行支援</p> <p>・体験機会：体験の場のコーディネート、同行支援、地域移行・定着の支援</p> <p>・専門的人材確保・育成：支援の事例等に基づいた研修や事例検討会の企画・開催</p> <p>・地域の体制づくり：地域課題の検討、調査・研究、関係機関とのネットワークづくり。</p>
9	地域活動支援センター	地域生活支援拠点の地域活動支援センターに求められている拠点の5つの機能に即した役割は何か。	<p>地域活動支援センター、委託相談支援事業として、以下の役割が考えられる。</p> <p>・相談：福祉サービスを利用するための相談・事業所等の情報提供、困りごとの調査や分析、ピアカウンセリング、地域移行・定着の支援、ピアサポーターの養成（精神）</p> <p>・緊急時の受け入れ：緊急事態を当面の間（3～7日）解消できる方針の検討、受け入れ先のコーディネート、同行支援</p> <p>・体験機会：体験の場のコーディネート、同行支援、地域移行・定着の支援</p> <p>・専門的人材確保・育成：地域課題の検討、研修や事例検討における事例提供等の協力</p> <p>・地域の体制づくり：コーディネーターが中心となり地域課題の検討、課題解決に向けた支援や協力、ネットワークづくり</p>
10	コーディネーター	コーディネーターの設置の方法とあるが、これは、相談支援事業に設置を考えているのか？基幹型相談支援センターに設置を考えているのか？地域活動支援センターに設置を考えているのか？	第2回の会議の際にお示したイメージ図では、まずは、基幹相談支援センターと地域活動支援センターへコーディネーターの配置をするイメージを持っている。

No.	項目	質問・ご意見	回答
11	加算	地域生活支援拠点等相談強化加算は、実際に支払われる予定なのか？ これはコーディネーターに支払われるのか？これは、コーディネーターが 相談事業所に所属していなくても支払われるのか？	今後、検討する。
12	加算	緊急短期入所受入れ加算（1）180単位・日、定員超過特例加算 50単 位/日、体験利用支援加算は適応されるか？ 体験宿泊支援加算は、誰に支払われる加算か？ 基幹相談支援センターの職員（特定相談をしていない）が、支援した場 合は支払いの対象になるか？	今後、検討する。
13	加算	地域体制強化共同支援加算は、支払われるか？	今後、検討する。
14	加算	これらの加算において、財政はどうなっているのか？ 国保連に請求となるのか？国・東京都・市での負担の割合などあるのか？	今後、検討する。
15	加算	加算について、市の負担があるのであれば、市が、加算の利用推定を立て て、予算を計上しないと成り立たないが、大丈夫か？	今後、検討する。
16	加算	地域生活支援拠点の整備が、これらの加算ありきであるなら、基幹相談支 援センターは、西東京市の場合、特定相談を受けていないので、5つの機 能のすべてにおいて加算が受けられないのか？	今後、検討する。
17	面的整備 の方法	上記の加算が無いとして、基幹相談支援センターは、何を根拠に面的整備 に力を貸してくれるのか？地域生活支援拠点は、基幹相談支援センターが 中心にやるのであれば、加算以外の方法で、地域生活支援拠点の面的整備 にかかわれるのか？	今後、検討する。

No.	項目	質問・ご意見	回答
18	コーディネーター	加算以外の方法として、コーディネーター（拠点の資料に登場するものではなく、西東京市が独自で加配する？人材）を基幹相談支援センターに置くことで、その役割と市の障害支援体制の中での位置付けを得ることは可能か？	コーディネーターについては、一か所だけに配置するのではなく、拠点となる相談場所それぞれに配置するイメージ。その一つである基幹相談支援センターにコーディネーター機能を置いた場合は、他の相談拠点で受けられない方のコーディネート（障害種別が不明、精神の学齢期等）、他の相談拠点単独での対応が難しい場合のコーディネートのバックアップ等の役割が想定される。地域生活支援拠点については国の要請のもと市の西東京市障害福祉計画の基盤とも言える事業であるため、市の障害支援体制の位置づけとなる。
19	基幹相談支援センター	市はこの事態を想定して、基幹相談支援センターに相談支援事業所の機能をつけるべく説明と協力の依頼を基幹相談支援センターに行っているのか？現時点では、基幹相談支援センターに計画相談事業の機能が無いが、将来的には、つく可能性があるのか？	市からは特定相談をつける意味合いについての説明は行っている。基幹相談支援センターからは現状はとらないが、ニーズがあった場合にはとることも想定されると答えを頂いている。
20	基幹相談支援センター	地域生活支援拠点の整備において、基幹相談支援センターが機能しない状態で良いと考えているのか？	基幹相談支援センターが機能しない状態とは具体的にどういうことかにもよるが、地域生活支援拠点の整備にあたっては基幹相談支援センターやその他相談拠点の協力なしでは成しえないと考える。
21	基幹相談支援センター	基幹相談支援センターに計画相談事業の機能が無い状況が継続されるのであれば、基幹相談支援センターは面的整備の図で、中心に位置して欲しいと思っていたが、中心に位置しているのはむしろ不自然。厚労省の面的整備の図のようにするべきと思うどうか？	17の回答の通り、地域生活支援拠点は面的整備となるため、コーディネーター機能を中心として考えていくこととなり、特定の事業所のみが中心に機能するイメージではない。説明資料では、「相談」と「緊急時の対応」の体制をイメージしやすくするために案として示した。このイメージ図については、意見をもとに再度検討する。
22	相談支援	当事業所の利用者で夜間帯の相談があるとは想定できず又対応も困難かと思う。そもそも、時間的に0時から24時までの体制づくりを目指すのではなく、新規の相談者が日中必ずいずれかの相談支援事業所に相談できるよう、基幹相談支援センターに窓口を統一し、そこから各相談事業所に割り振ることはどうか？	<ul style="list-style-type: none"> ・24時間体制をとるかどうかは今後の検討課題だと思うが、相談者が困ることがないような体制づくりが大切だと考える。 ・利用者としては、相談をした場所ですぐにコーディネートとなる方が時間のロスも少なく効率も良いため、委託により相談を受けている地域活動支援センターと併せて基幹相談支援センターにコーディネーター配置することを考えている。

No.	項目	質問・ご意見	回答
23	相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基幹相談支援センターが2つである為、ケースの情報共有を欠かさない。 ・ 基幹相談支援事業所が障害種別を問わず、年齢層の切れ目を作らず相談を受け、対象となる相談支援事業所と連携を取る。そのためにもコーディネーターを基幹に置く。（緊急整備段階では、コーディネーターは基幹相談支援センターに置く） * 注意事項：相談支援事業所につなぐが計画相談が手一杯で受けられない状態にある為、事業所を探すところから支援をする。一覧表を渡すだけにしない。 ・ 緊急時の支援も必要なケースに関しては、基幹相談支援センターも継続して関わる。 ・ 相談支援事業所が直接受け持ったケースでも、必要時は基幹相談支援センターと連携する。 ・ 24時間相談体制については現状の把握と検証を行う（対象者を登録制にして対応） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基幹相談支援センターについては双方で連携を強化していきたいと考える。また、計画相談事業所のバックアップ機能についても強化をしていきたいと考えているため、現状も実施はしているが、一覧表を渡しても動くことが出来ない対象者については今後更に積極的に伴走をしていくことを検討していきたい。また、緊急時の支援や継続して後方支援が必要なケースについては、基幹相談支援センターも相談支援事業所等と連携をして関わる必要がある。 ・ 24時間相談体制については、現状把握、検証を行ったうえで検討をしていく。
24	緊急時の受け入れ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時とはの検証：過去の事例を検証する ・ 緊急時とはを明確にする（例）障害児者の介護者が急病 ・ 知的は、ショートステイが受けられる施設「たんぽぽ」が確実に受けられる為の体制作りに必要な予算を付ける。 ・ 自宅で介護→対応可能な事業所があれば対応した時間数を出せるようにする。 ・ 知的・身体はフレンドリーの施設を利用する→機械警備の見直し ・ 緊急対応に関して対応出来た場合の報酬を設定 	参考にする。
25	体験の機会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存のグループホームで受け入れ可能になるよう予算を付ける（部屋の確保・人員確保の費用） ・ フレンドリーの施設を活用できるようにする：現状の最長時間帯まで利用して日中の体験をしてみる（人員面で費用が掛かる場合の対処を行政が検討） 	参考にする。

No.	項目	質問・ご意見	回答
26	専門的人材	<ul style="list-style-type: none"> ・現時点では専門で対応している事業所に負担をかけずにお問い合わせ出来る金銭的対応を行政が用意する。 ・養成に関しては基幹相談支援センターが主体となり企画していく。 	参考にする。
27	地域の体制づくり	まずは基幹相談支援センターにコーディネーターを置き、アウトリーチもできる体制を作り、24時間電話対応等の検討をして、関係医機関との連携を図る。	参考にする。
28	基幹相談支援センター	現時点で基幹相談支援センター（障害福祉課・えぼっく）の具体的な機能を提示してください。	（1）総合的・専門的な相談支援の実施 （2）地域の相談支援体制の強化（3）地域移行・定着の促進 （4）権利擁護、虐待の防止
29	コーディネーター	コーディネーターの設置は必須。それがないと実態として現状と何ら変わらない。結局仕組みを動かすには軸となる人・機能が必要で、そこがドライブフォースとなり、面として障がい者の地域生活を支援していく。	参考にする。
30	相談支援	夜間休日の対応はまずは実施する。他市事例をもとに、夜間休日での相談はある程度想定ができるので、対応マニュアルを作成して対応する。絶対に避けたいのは、夜間・休日対応する人・施設がないのでやらないという、利用者視点ではなく、実施者視点での判断。	参考にする。
31	ピアカウンセリング	障がいをもつ当事者によるピアカウンセリングを実現する。まずは1名でもいいので始める。作業所や障がい者支援団体の協力を得る。	参考にする。
32	専門的人材	全体にだが、実施する側・管理する側の視点で、事前登録制の話があったが、利用者側の視点からすると、事前登録の有無で提供されるサービスの内容が変わる可能性がある。そもそも経験知識がある相談窓口の人であれば事前登録の有無にかんに関わらず、必要な情報を聞き出して、適切な対応をする。相談を受ける側の人材の育成が急務である。必要な情報は地域生活支援拠点のすべての施設・ヒトが自ら取りに行くことが前提で、そういう情報は障がいをもつ人、その家族が窓口まで出向いて話をすることが前提であると考えすることは適切ではない。	参考にする。

No.	項目	質問・ご意見	回答
33	議論の進め方	当市の目指すべき方向性やゴールをまずは明確にして、その上ですぐにはできることやすぐにはできないことなどを含めて、2021年の状態、2023年の状態、2025年の状態などステップワイズに推進することを示す。現実的な視点はもちろん必要だが、お金がない、時間がない、やる人がないから、結局できることはこれだけなのでこうしますという結論はあまりにも残念。	参考にする。
34	東村山市	部会を作っている。3か月に1回くらい集まって、やるかやらないかを含めて、あり方検討会を行い、部会になった。 24時間の支援体制は取っていない。緊急時の時は、どうするのか？ →八王子市は3～4件あるかないか。	他市の状況を踏まえながら検討する。
35	清瀬市	知的の法人でやる方向だったが、単独ではできないと判断して、これから話し合う。	他市の状況を踏まえながら検討する。
36	小平市	・部会をこれからやっていく。東村山でかかわっている施設から情報ももらっている。入所も持っている施設で行う。必要な時に行うための登録をしていく。必要な時に支援することで、給付が発生するが、施設が事情で、断らざるを得ないときは、断ることもOK。 ・緊急時とは、介護者が支援できなくなった時を想定。対象者が、受給者証に記載されていて、対象者が絞られている。 ・計画相談事業所がケースを挙げることも想定している。深夜3時に介護者が脳梗塞で倒れ、父が搬送・本人を…というケース。 駆けつけ支援：誰が賄うのか？深夜は、職員も公共機関を使えない。	他市の状況を踏まえながら検討する。

No.	項目	質問・ご意見	回答
37	小金井市	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援センター・そら <p>2～3年前から話しあっている。基幹相談支援センターを中心に面的整備をしている。この春から、拠点に教育委託費をつけて、作業所やG Hの試泊に加算をつけていく方向。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都に対して、拠点として、宣言をする予定であったが、まだできていない。できることからスタートしていく。24時間体制については、予算の事もあり、人材ト合意が必要で、すぐには無理な様子。ハードルが高い課題として残っている。11月1日に相談支援事業所に対して説明会を実施する予定。 	他市の状況を踏まえながら検討する。
38	国分寺市	<p>【プラッツ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拠点を立てるやり方。面的整備も併せて連携をとってやっていく。社協がやっている・万葉の里が基幹相談支援センターに入っている。細かい内容は決まっていないが、市の事業所と連動してやっていく。拠点とは、別な建物で市の一時入所（3障害を受け入れる）があり、緊急一時保護が行われる。緊急時は、親が倒れたなど一人では生活が成り立たないこと想定。ただ、独り暮らしで、精神的に不安定などは、SSの利用で対応するため、利用できない。 ・今すぐは大丈夫だが、緊急事態の想定される人を事前に名簿を作る。名簿に入っていないからと言って使えないわけではない。 ・利用については、市の裁量で決める。 ・地活は3つあり、精神のみと 基本知的障害 3障害受けているで分かれているが、すべての地活に3障害を受け入れる方向ではない。 	他市の状況を踏まえながら検討する。

No.	項目	質問・ご意見	回答
39	国分寺市	<p>【万葉の里・基幹相談支援センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の多機能施設を利用している。 <p>国分寺市の自立協の全大会の議事録・添付資料を見てほしい。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 市の指定管理を受けている障害者センター ② 市 ③ 基幹相談支援センター・市の委託・障害者センターから一駅離れている。GH・通所・居宅支援が入っている。 <ul style="list-style-type: none"> ・この3つが連携して行う。 <p>基幹相談支援センターは、地域体制強化共同支援加算（2000単位/月・月1回限度）を使い、地活や相談支援事業所と協力している。</p>	他市の状況を踏まえながら検討する。
40	国分寺市	<p>五つの機能について</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 相談機能の強化： <ul style="list-style-type: none"> 誰がやると決めているわけでは無い。情報を共有することについての共通認識があり、関係機関との連絡が密になっている。たらい回しではなく、また、相談場所を一本化しているわけでは無い。 ② 緊急時の受け入れ・対応の機能強化 <ul style="list-style-type: none"> 緊急にさせない相談支援を考えている。市と基幹型相談支援センター、また皆が受け入れをやっている。例：プラッツのケースで緊急対応が必要であれば、プラッツが持っているSSにそのまま入れるなど。 ③ 体験の機会・場の機能の強化 <ul style="list-style-type: none"> 基幹相談支援センターが各機関と協力して体験の加算を利用する。 ④ 専門的人材の確保・養成機能の強化 <ul style="list-style-type: none"> 基幹型相談支援センターが行う。市も協力している。 コンサルテーションを置いている（委細は聞けていない） ⑤ 地域の体制づくりの機能強化 <ul style="list-style-type: none"> 自立支援協議会がフル活動。市が丸抱え。それぞれ連携しながら、市が全体を把握。どこに相談しても、他の事業所と共有している。 	他市の状況を踏まえながら検討する。

No.	項目	質問・ご意見	回答
41	国分寺市	<p>【24時間体制】</p> <p>市の守衛さんが24時間体制で受け付けて、障害福祉課長または基幹型相談支援センターにかかる。基幹は留守電で、職員持ち回りの携帯をアナウンス。課長と相談して市が実施するかどうか決める。今までに対応したことは無い。未然に緊急事態を防ぐかを検討している。</p>	他市の状況を踏まえながら検討する。
42	相談・緊急時の対応	<p>①基幹相談支援センターが、相談支援事業を行う</p> <p>② 基幹相談支援センターと市が協力して、緊急度の高い家族を選別。地活や相談支援事業所も協力する。相談支援専門員と市と基幹が訪問して、状況を把握。事業を説明していく。市と基幹型支援センターが面的整備の中心となる。</p> <p>③ 個人情報の共有を市・相談支援事業所・基幹相談支援事業所・。地域活動支援センターで共有</p> <p>④ 24時間対応は、市の警備室より、障害福祉課長・（基幹型相談支援センター・ブルーム・保谷センター・ハーモニー）から、ケースによりトリアージ。</p> <p>⑤ おそらく緊急対応ケースに上がるであろう30～50ケースの名簿で、トリアージをする。対応する地活などに警備から連絡をする。</p> <p>⑥ ケースに上がっていないものは、西東京市・えぼっく・地活で協議するが、緊急の時点でいきなりというのは無いはず。</p> <p>⑦ ケースバイケースで、対応している事業所などに連絡を入れて、連携して対応する。</p> <p>⑧ 基本は困らないように平時に支援を行う。</p> <p>⑨ GHやSSに受け入れ可能な部屋を確保しておく。</p> <p>市と基幹型相談支援センターと3つの地域活動支援センターが協力して面的整備を行う。3つの地域活動支援センターが、中心になってやっていく。</p>	頂いた案を一部修正し方針案の図に反映した。

No.	項目	質問・ご意見	回答
43	緊急時の対応の流れ (夜間)	<p>介護者が倒れるなどの緊急事態</p> <p>↓</p> <p>平時は相談支援事業所・地域活動支援センター・基幹相談支援センターに電話</p> <p>夜間は市の守衛に電話。予め渡しているリストにより、基幹相談支援センター・地域活動支援センター障害種別にトリアージ、同時に障害福祉課長に連絡</p> <p>↓</p> <p>連絡を受けた地域活動支援センター・基幹相談支援センターの職員が対応。障害福祉課と連絡を取り合い、市が対応を決定する。</p> <p>↓</p> <p>予め、個人情報を共有しているGHやSSなどが受け入れる。</p>	<p>参考にする。</p> <p>緊急時対応の具体的な流れについては今後検討していく。</p>

No.	項目	質問・ご意見	回答
44	緊急時の対応	<p>① 守衛さんによる障害別のトリアージが難しければ、障害福祉課でトリアージをする。</p> <p>② 緊急対応は、基本的にはリストアップされているものとして、リストを挙げている障害別で対応する。現段階で、障害特性の理解などが必要なので、3障害をどこでも見ることはできない。トリアージが必要。</p> <p>③ 国分寺では、3障害を見ている地域活動支援センター（実際は知的ベース？）が、基幹型相談支援センターと協力して緊急対応をしているが、他の2つの地活はそれに参加していない。これをトリアージ機能を持たせることで、3つの地域活動支援センターで対応することが可能。</p> <p>④ 基本的には、緊急対応が必要にならないよう、普段から支援する。</p> <p>⑤ 通常は、そのケースに対応している相談支援事業所や基幹型相談支援センターや福祉サービスの事業所が、事業所の時間内、もしくは残業をしつつ、対応するべき。もちろん必要に応じて、各々協力し合う。</p> <p>「緊急事態だから、地域生活拠点のシステムでお願いします～17時を過ぎたので地域生活拠点のシステムでお願いします」は当てはまらない。押し付け合いではない整備であるべき。上記はあくまで夜間の対応。</p> <p>⑥ リストに上がっていない方の支援は、臨機応変に行うべき。その日の昼間に、急にリストに挙げる必要なケースが生まれる可能性がある。</p> <p>⑦ 事前に情報の共有が必要であり、一般に募集がかけられるシステムではない。緊急対応電話番号を公開し、利用者を募ることはできないと考える。</p>	<p>参考にする。</p> <p>緊急時対応の具体的な流れについては今後検討していく。</p>